

私立認可保育所に対する補助金の算定額の相違について

子育て支援課

1 概要

私立認可保育所に対する補助金の算定方法については、葛飾区私立保育所等扶助要綱（以下「要綱」という。）に定められている。請求事務にあたっては、各保育所の事務を簡素化するため、区が作成した算定用様式（以下「様式」という。）を使用しているが、今回この様式に含まれる算定方法が要綱と相違していることが判明したため内容について報告する。

2 経緯等

(1) 判明の経緯

令和4年3月下旬に、令和4年度の請求事務用の様式について配布の準備を進めていたところ、様式に含まれているパート保育士等加算の算定方法が要綱と相違していることに職員が気づき、判明した。

(2) 相違の範囲

① 対象となる補助金及び内容

要綱に定める補助金のうち「保育標準時間対応保育パート保育士等加算（以下「パート保育士等加算」という。）」について、補助金の対象者となる保育士の人数が約2倍と算出される計算式の誤りがあった。

② 期間

平成30年度～令和3年度

③ 金額

精査中

④ 対象となる施設

精査中

（パート保育士等加算の支給を受けた私立認可保育所のうちの一部が対象となる可能性がある。）

3 今後の対応

対象となる可能性のある私立認可保育所の支給実績について現在精査中であるが、要綱に定める補助金額よりも多く支給していることが確認できた場合、支給済の補助金の一部について返還を依頼する。

なお、支給実績の精査結果等については、改めて議会に報告する。

4 再発防止策等

(1) 原因の分析

要綱に定める算定方法が複雑であることから、各私立認可保育所の負担軽減と正確な処理を目的として担当職員が様式を作成したものであるが、複数の職員での検証が行われずそのまま使用を開始したことが第一の原因である。

また、補助金支給審査の際に、要綱の規定と補助金算定額について、確認が十分に行われていなかったことも、今回の結果につながった原因である。

(2) 再発防止策

要綱については、付随する様式類の使用の有無を問わず、当然に複数の職員が確認し、組織として内容を把握したうえで運営に努める。

他の実務上用いる様式等についても、複数の職員により十分な検証や確認を経たうえで、運用を開始する。